

静岡ろうきん 子ども未来財団

一般財団法人

(一財) 静岡ろうきん 子ども未来財団 定額寄付システム

「一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団」では、生活困窮子育て世帯への支援事業を行うための原資として、皆さまからの寄付金を募集しております。

皆さまの「静岡ろうきん」普通預金口座からの引落しにより、毎月1口100円から寄付を行うシステムをご用意しております。一人でも多くの子どもたちに笑顔をもたらすことができるよう、皆さまの善意をお寄せください。

定額寄付システム お申込みからご寄付までのながれ

右ページに必要事項を記入いただき、お近くの「静岡ろうきん」までご提出ください。

「静岡ろうきん」にてお申込み情報を登録します。(～1か月程度)

ご指定の口座から、口座振替による寄付が開始されます。

定額寄付システム ご留意事項

- 振替日は毎月5日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 口座振替手数料のご負担はありません。
- 通帳へは「コドモミライガイド」と表示されます。
- 「一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団」への寄付は、寄付金控除の対象ではありません。紙資源削減による環境への配慮や、いただいた寄付金を最大限支援に活用する観点から、領収書の発行は行いませんので予めご了承ください。

ご変更・ご解約について

「定額寄付システム」の寄付回数ご変更やご解約を希望される場合は、右ページに必要事項を記載し、お近くの「静岡ろうきん」へご提出ください。ご変更やご解約が反映されるまで1か月ほどかかります。お早めにお届けいただけますよう、お願いいたします。

定額寄付申込 ご本人控え

ご依頼日	年	月	日	引落口座番号	
ご寄付金額	1	0	0	円	×
				円	=
				円	

お問い合わせ先

一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団
〒420-0044 静岡市葵区西門町1番20号
☎ 054-252-5103 (平日 9:00～17:00)
一括で寄付をご希望の場合はこちらへお問合せください。

「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」定額寄付 口座振替依頼書

静岡県労働金庫 御中
依頼日 20 年 月 日

新規	本依頼書のとおり、私名義の口座から口座振替の方法によって支払うこととしたいので、下記規定を確認のうえ依頼します。
変更	今般、都合により本依頼書のとおり変更しますのでお届けします。
解約	今般、都合により本依頼書のとおり解約しますのでお届けします。

収納企業(団体)名	一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団		
フリガナ	届出印		
預金者名			
金融機関名	静岡県労働金庫	支店	
預金種目	普通	口座番号	
金融機関コード	2	9	6 8 支店コード 4
振替日・払込日	5日(金融機関休業日の場合、翌営業日)	自振コード	18650083
振替先	一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団		

預金口座振替規定

●私が口座振替を依頼した表記の取扱いについては、私の指定預金口座から以下のとおり引落しのお支払いください。●指定預金口座の残高が支払日において請求書または表記の記載金額に満たないときは、私に通知することなく請求書の返却、振替の中止が行われてもさしつかえありません。●引落しにあたっては、預金規定または当座勘定規定にかかわらず通帳及び普通預金払戻請求書の提出または小切手の振出はいたしません。●私の指定預金口座からの引落しにあたっては、貴金庫所定の順位で引落してください。●貴金庫の都合により、振替日に指定預金口座から引落しできなかったときは、この日以外の日に引落し振替でも異議ありません。●この預金口座振替契約を解約するときは、貴金庫所定の書面によりお届けします。なお、この届出がないまま、私が指定預金口座を解約した場合、また長期にわたり引落し請求がない場合、その他、貴金庫が必要と認めるときは、私に通知することなくこの契約を解除されても異議ありません。●この取扱いについて、万一紛議が生じても、貴金庫には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	検印	印鑑照合	受付印
不備返却理由	受付店		
1. 預金取引なし			
2. 記載事項等相違	本部	検印	精査印
3. 届出印相違			
4. その他			取扱者印

取扱店日付印

「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」定額寄付申込書 兼 個人情報の利用目的に係る同意書

一般財団法人 静岡ろうきん子ども未来財団 御中

「(一財)静岡ろうきん子ども未来財団」ご利用についての内容を確認し、記載事項に同意のうえ以下の通り申し込み致します。
(左記2次元バーコードまたは下記URLへアクセスし、必ずご一読ください。)
https://shizuoka.rokin.or.jp/files/pdf/kodomo_mirai.pdf

	新規	変更	解約
フリガナ	届出印		
氏名			
メールアドレス	@		
ご住所	〒		
引落口座			
支店コード	4	預金種目	普通 口座番号
(新規・変更の場合) 申込金額 ※一口あたり100円からのご寄付となります			
(新規・変更後) ご寄付金額	1	0	0
	円	×	円
			=
			円



子ども未来基金



(一財)静岡ろうきん 子ども未来財団では「静岡ろうきん子ども未来基金」による支援金給付事業を実施します。給付金額は原則として一世帯当たり上限2万円

です。以下に該当する費用について、申請を募集します。詳細は、裏表紙

付事業を実施します。最下部の連絡先へお問合せください。

原則上限
2万円

創立趣旨

我が国の子どもの相対的貧困率は13.5%で、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあります。これは先進国の中でも最悪の水準とされています。国は「子供の未来応援国民運動」を実施し支援を広げていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社会の脆弱性が一層あらわになりました。特に当金庫としても支援している「フードバンクふじのくに」の利用状況や子ども食堂の運営状況から、日々の食事が満足に取れない子どもや進学を諦めざるを得ない子どもがいる実態を目の当たりにしました。

働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関として、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを理念に掲げる当金庫は、生活困窮者や支援を必要とする方々が多数存在するこの状況を看過することはできません。

当金庫はこれまでも社会貢献活動として子育て支援に努めてきましたが、こうした状況に鑑み、創立70周年の節目を迎えるにあたって、さらなる踏み込んだ支援が必要と考え、2022年10月26日に開催された当金庫第9回理事会において、一般財団法人「静岡ろうきん子ども未来財団」を創立することを決めました。

2023年3月1日

静岡県労働金庫 理事長 増田 泰孝

支援対象

1 子どもの教育や生活に関する費用

◆具体例

- ・ミルクやオムツ、衣類、靴など、乳幼児や就学前児童の養育に必要不可欠な物品の購入費
- ・絵本や書籍、玩具、乳幼児や就学児童の教育や健全育成に必要な物品の購入費
- ・PTA会費などの経費
- ・教科書・参考書等学習に必要な物品の購入費
- ・学校の内外を問わず、部活動やその他のクラブ・サークル活動に必要な費用の給付（遠征費用等も含む）
- ・学校の授業・通学で使うもの（体操着、上履き等）



- ・進学のための受験費用や入学金など
- ・生活必需品の購入費用（自転車、服、靴等）
- ・治療費
- ・資格試験受験費用（学校受験料）

2 子育てのベースとなる生活環境を向上させるための費用

◆支援内容

- ・移動手段の確保支援・通信手段の確保支援・資格取得支援・就職活動支援
- ・生活安定化支援
- ・子育てと仕事の両立支援



3 その他、子育てに関連する費用

子どもの貧困の状況

子どもの貧困率

(厚生労働省『2019年国民生活基礎調査』)

13.5%

先進国の中でも最悪の水準

上記のうち、ひとり親世帯の貧困率

(厚生労働省『2019年国民生活基礎調査』)

48.1%

母子家庭の親の収入

(静岡県『令和元年度ひとり親実態調査』)

65.1%が
250万円未満

ひとり親世帯への手当制度充実を望む母子世帯の割合

(静岡県『令和元年度ひとり親実態調査』)

66.9%

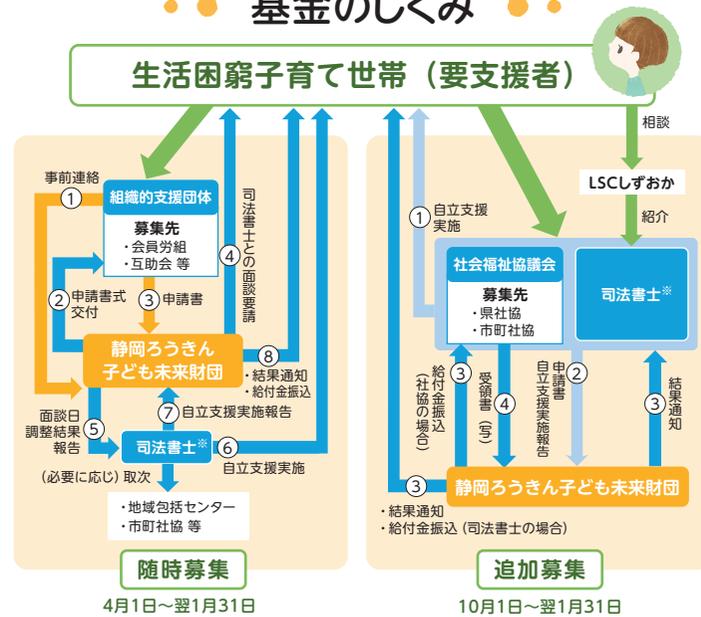
ひとり親世帯への教育費の援助を望む母子世帯の割合

(静岡県『令和元年度ひとり親実態調査』)

64.7%

基金のしくみ

生活困窮子育て世帯（要支援者）



*「ろうきん子ども未来財団司法書士ネットワーク」に所属する司法書士